

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県調理士条例施行規則
- ◇訓令 鳥取県林業試験場処分規程
- ◇告示 大字の新設
- 保安林の解除予定
- 保安林の指定予定
- 土地改良事業換地処分補助規程の一部改正
- 土地改良区定款変更認可
- 建築代理業者の登録
- 道路の位置の指定
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 県有林立木の一般競争入札
- 昭和三十年鳥取県吏員昇任試験公告の一部改正

## 規則

鳥取県調理士条例施行規則をここに公布する。

昭和三十年九月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県規則第四十六号

鳥取県調理士条例施行規則

鳥取県調理士条例（昭和三十年四月鳥取県条例第二十四号）に基きこの規則を定める。

（目的）

第一条 この規則は、鳥取県調理士条例（昭和三十年四月鳥取県条例第二十四号以下「条例」という。）の施行に伴い必要な細則を定めることを目的とする。

（試験）

第二条 条例第三条による試験（以下「試験」という。）は、次の科目について行う。

- 一 衛生関係法規大意
- 二 公衆衛生学大意
- 三 食品学大意
- 四 食品衛生学大意

五 栄養学大意  
六 調理

(試験の告示)

第三条 知事は、試験の期日、場所及び受験願書の受付期間その他試験に必要な事項をあらかじめ公告しなければならない。

(受験手続)

第四条 試験を受けようとする者は、調理士試験受験願(様式第一号)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書

二 条例第三条第一項の該当者である旨の所轄保健所

長の証明書(様式第二号)

三 写真(手札型正面脱帽上半身で最近六箇月以内に撮影したもの)

(免許の申請)

第五条 条例第四条の規定により調理士の免許を受けようとする者は、調理士免許申請書(様式第三号)に次

の書類を添えて知事に提出しなければならない。但し他の都道府県において調理士の免許を受けた者は、当該都道府県その旨を証する書面をもつて合格証書に替えることができる。

一 合格証書(様式第四号)の写

二 戸籍抄本

三 条例第五条第一号及び第二号に該当しないことを証する医師の診断書

(免許証の様式)

第六条 条例第四条第二項に規定する調理士免許証は様式第五号による。

(免許証の書換申請)

第七条 調理士が本籍又は氏名を変更したときは、調理士免許証書換申請書(様式第六号)に調理士免許証及び戸籍抄本を添えて知事に提出しなければならない。

(免許証の再交付)

第八条 調理士が免許証をき損し又は亡失したときは、調理士免許証再交付申請書(様式第七号)にき損の場

合は免許証を、亡失の場合はその理由を具して知事に提出しなければならない。

(免許証の返納)

第九条 調理士が次の各号の一に該当するときは十日以内に免許証を知事に返納しなければならない。

- 一 条例第六条の規定により免許を取り消されたとき
- 二 免許証の再交付を申請した後亡失した免許証を發見したとき

2 調理士が死亡し又は失そう、の宣告を受けたときは、営業者、管理者若しくは同居の親族は免許証を添えて三十日以内に知事に届け出なければならない。

(書類の経由)

第十条 条例又はこの規則により知事に提出する書類は、住所を管轄する保健所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号

調理士試験受験願

収入証紙を  
はり付ける

本籍 住所 氏名

昭和 年 月 日

鳥取県調理士条例第三条の規定による調理士試験を受けた  
いので関係書類を燃えてお願います。

鳥取県知事 殿 氏名

様式第二号

証 明 書

住所  
氏名  
年月日生

保健所長 印

昭和 年 月 日

以上の経験を有することを証する。

右の者食品衛生法第二十九条第二項、食品衛生法施行令第五条第一号に規定する施設において食品の調理業務に二年

様式第三号

調理士免許申請書

収入証紙を  
はり付ける

本籍  
住所  
就業地  
氏名  
年月日生

鳥取県知事 殿 氏 名 印

昭和 年 月 日

証を受けたので関係書類を添えて申請します。

鳥取県調理士条例施行規則第五条の規定により調理士免許

様式第四号

第 号  
合格証書

本籍  
氏名  
年月日生

鳥取県知事 印

昭和 年 月 日

右の者は昭和 年 月 日施行した調理士試験に合格した  
ことを証する。

様式第五号

免許番号第 号  
調理士免許証

本籍  
氏名  
年月日生

鳥取県知事 印

昭和 年 月 日

右の者に鳥取県調理士条例第四条により調理士の免許を与  
える。

様式第六号

調理士免許証書換申請書

収入証紙を  
はり付ける

本籍  
住所  
免許番号

氏名 年 月 日生

左記のとおり本籍(氏名)を変更したので鳥取県調理士条例施行規則第七条の規定により免許証の書換を受けたいから関係書類を添えて申請します。

記

変更事項 旧 本籍(氏名)

氏名 名 印

鳥取県知事 殿

様式第七号

調理士免許証再交付申請書

収入証紙を  
はり付ける

本籍  
住所  
免許番号

氏名 年 月 日生

調理士免許証をき損(亡失)したので鳥取県調理士条例施行規則第八条の規定により免許証の再交付を願いたく関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

氏名 名 印

鳥取県知事 殿

訓 令

鳥取県訓令第二十三号

鳥取県林業試験場

鳥取県林業試験場処務規程を次のように改める。

昭和三十年九月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

(総則)  
鳥取県林業試験場処務規程

第一条 林業試験場(以下「試験場」という。)の処務については、別に定めがあるものを除く外、この規程の定めるところによる。

(職員の仕事)  
第二条 職員は、上司の指揮を受けて事務に従事する。

2 場長は職員の仕事分担を定めるときはその都度知事に報告しなければならない。  
(事務分掌)

第三条 試験場の係及び部の分掌事項の基準は次のとお

りとする。  
庶務係

- 一 公印の管守に関すること。
  - 二 文書の收受、発送、審査、記録及び保管に関すること。
  - 三 職員の身分及び服務に関すること。
  - 四 予算経理に関すること。
  - 五 現金、有価証券及び物品の出納、保管に関すること。
  - 六 物品の購入貸借、修繕及び処分に関すること。
  - 七 試験場管理に関すること。
  - 八 場内事務の総合調整に関すること。
  - 九 その他部の所管に属さない事務に関すること。
- 施業部
- 一 造林(更新及び撫育を含む)に関する試験研究
  - 二 森林経営及び作業に関する試験研究
  - 三 林業経済に関する試験研究及び調査
  - 四 森林保護に関する試験研究

五 森林土じよう、及び森林気象に関する試験研究及び調査

改良部

- 一 林業種苗に関する試験研究
- 二 特殊林産物に関する試験研究
- 三 林産物の加工及び利用に関する試験研究
- 四 森林の荒廃防止及び荒廃林地復旧に関する試験研究

（事務の代決）

第四条 場長に事故があるときは、あらかじめ場長が指定した係長又は主任がその事務を代決する。

2 前項の規定により代決した事項は遅滞なく後関を受けなければならぬ。但し、定例又は軽易なものについてはこの限りでない。

（事務引継）

第五条 場長が転職し、免職され又は退職した場合は、すみやかに書類、帳簿その他重要事項につき引継書を作成して後任者又は知事の指定した吏員に引き継がな

ければならない。

2 前項の引継を完了したときは連署してその状況を知事に報告しなければならない。

（試験成績報告）

第六条 場長は、次の事項中第一号及び第二号についてはその都度第三号については翌年四月末日までに知事に報告しなければならない。

- 一 主要な事業の着手及び終了並びにその成績の概要
- 二 試験成績報告書の発行
- 三 毎年度の業務功程

（その他）

第七条 この規程に定めるものを除く外事務の処理について必要な事項は場長において別に規程を定め知事の承認を受けなければならない。これを改正しようとするときも同様とする。

附 則

この訓令は、昭和三十年九月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十六条第一項の規定により、昭和三十年七月一日から、気高郡気高町において、旧酒津村の区域をもつて、あらたに大字酒津を画した旨、気高町長より届出があつた。

昭和三十年九月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百十九号

次の土地について農林大臣から保安林指定の解除予定の通知を受けたので森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十年九月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

所 在 場 所	全 面 積	解除予定面積（見込）	解除の理由	申請者住所氏名
市郡一町村 大字 一 字 一 地	台帳見込	面積（見込）		
鳥取 大塚 岩淵谷 六八二	三、〇〇〇 町	八、〇〇〇 町	指定目的の消滅	鳥取市 塚谷登喜夫
八頭 若櫻 諸鹿 高畑 九一四	二、四〇〇 町	二、四〇〇 町	鳥取管林署現場事務所建設用地	鳥取管林署長
同右 智頭 大背 岡ノ奥 一、三五一ノ二	五、〇〇〇 町	七、〇〇〇 町	指定目的の消滅	智頭町長

鳥取県告示第四百二十号

次の土地について農林大臣から保安林指定予定の通知を受けたので森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三

十条の規定により告示する。  
昭和三十年九月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

市郡一町村	大字	字	地番	全面積		指定予定面積 (見込)	指定の目的	申請者住所氏名
				町	町			
西伯	大山	赤松	門野	五六三ノ一	一四三〇〇	三〇〇〇〇	土砂流出防備	鳥取県知事
同右	同右	同右	同右	五六三ノ三	一〇〇〇	一〇〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	五六七ノ四	一、五八六	五、〇〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	五六七ノ七八	三、〇〇〇	五、〇〇〇	同右	同右
日野	溝口	大内	榑水原一	一、〇七二ノ一	一、二七七	一、〇〇〇	土砂崩壊防備	同右
同右	同右	同右	同右	一、〇七二ノ三	一、三三三	一、五〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、〇七二ノ四	一、四四四	一、五〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、〇七二ノ五	一、三〇〇	一、五〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、〇七二ノ六	一、五五三	一、六〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、〇七二ノ七	一、四四八	一、五〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、〇七二ノ八	一、二六八	一、七〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、〇七二ノ九	一、二八六	一、〇〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、〇七二ノ一〇	三、九九九	三、三〇〇	同右	同右

同右	同右	同右	同右	一、〇七二ノ一一	三、三〇九	三、〇〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、〇七二ノ一二	二、〇〇〇	二、〇〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、〇七二ノ一三	二、二五五	二、〇〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、〇七二ノ一四	三、四〇〇	三、〇〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、〇七二ノ一五	三、三〇八	三、〇〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	七三〇ノ一	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	七三三ノ二	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、六七〇	〇、〇七〇	〇、〇七〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、六七二	三、〇一〇	三、〇一〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、六七二	三、〇二五	三、〇二五	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、六一九	二、五〇八	二、四〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	三、四二二	一、一三八	一、一三八	同右	同右
同右	同右	同右	同右	四八〇	一、四〇〇	一、四〇〇	土砂流出防備	同右
同右	同右	同右	同右	三九五ノ一三	一、四〇〇	一、四〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	三九五ノ一四	一、四〇〇	一、四〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	六四八	三、八三三	三、三三三	土砂崩壊防備	同右
同右	同右	同右	同右	五五一	三、三三三	三、〇〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	八七五	〇、〇〇九	〇、〇〇九	同右	同右

八頭 智頭 西野 尾見谷 一、二九四 同右  
 同右 同右 同右 同右 一、二九五 同右  
 一、四〇〇 一、四〇〇 同右  
 一、四〇〇 一、七〇〇 同右  
 一、四〇〇 一、七〇〇 同右

鳥取告示第四百二十一号

土地改良事業換地処分補助規程（昭和二十五年十月鳥取県告示第五百四十一号）の一部を次のように改正する。  
 昭和三十年九月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第二条中「五割以内」を「三割以内」に改める。

附 則

この規程は、昭和三十年年度の補助金から適用する。

鳥取県告示第四百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、五千石井手土地改良区の定款変更について、昭和三十年八月二十七日認可した。  
 昭和三十年九月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百二十三号

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第六条第一項の規定により、鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。  
 昭和三十年九月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	本 籍	事務所名称	業務管理者
三三三	現住所	氏名	
〃	鳥取市西町八番地	太田 延雄	一級建築士 太田 延雄

鳥取県告示第四百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定に基く道路の位置を次のように指定した。  
 昭和三十年九月二日

昭和三十年九月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 道路の位置の指定場所

倉吉市明治町一〇一七番地

二 幅員及び延長

幅員 四メートル 延長 四九、八メートル

三 申請者住所氏名

倉吉市明治町一〇一七番地 齊木 久雄

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十八号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年九月二日

鳥取県教育委員会委員長 河合 弘道

一日 時 昭和三十年九月六日 午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 定例報告

公 告

次のとおり県有林の立木を一般競争入札によつて売却するにつき公告する。  
 昭和三十年九月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 物 件

第一号物件

1 箇所 八頭郡若櫻町大字中原地内

2 樹種 池田県有林第一林班い1い2にほ小班

3 樹令 すぎ（間伐木）ひのき（間伐木）

4 面積 十八町三反三畝

5 数量 すぎ 本数 八九一本

見込立木幹材積 二四九石

ひのき 〃 三、四六三本

〃 〃 〃 六七〇石

第二号物件

1 箇所 八頭郡若櫻町大字中原地内

00520

第三号物件

- 池田県有林第二林班い、ろ、は、小班
- 2 樹種 すぎ(間伐木) ひのき(間伐木)
- 3 樹令 すぎ四十三〜四十六年生、ひのき四十四〜四十七年生
- 4 面積 十八町八反二畝
- 5 数量 すぎ 本数 九八八本  
見込立木幹材積 六〇八石  
ひのき 〃 一、〇三九本  
〃 〃 二、二四石
- 1 箇所 日野郡根雨町大字板井原地内  
板井原県有林第二林班ろ、り、ぬ1る1  
へ2小班
- 2 樹種 すぎ(間伐木) ひのき(間伐木)
- 3 樹令 すぎ四十八年生、ひのき四十八〜四十九年生
- 4 面積 十三町九反七畝
- 5 数量 すぎ 本数 一、八八一本  
見込立木幹材積 一、〇七〇石  
ひのき 〃 二、二九一本  
〃 〃 二、二五石

第四号物件

- 1 箇所 日野郡根雨町大字板井原地内  
板井原県有林第二林班い1小班的の一部
- 2 樹種 すぎ
- 3 樹令 五十年生
- 4 面積 二町一反五畝
- 5 数量 本数 一、六四七本  
見込立木幹材積 三、四七七石
- 二 下見日時  
下見希望者は次の日時により池田県有林看守本家忠治及び板井原県有林看守池田克巳についでされたい。
- 第一号物件 九月四日午前十時、八頭郡若櫻町大字大野県有林看守本家忠治宅へ集合  
九月五日 同右
- 第二号物件 九月六日午前十時日野郡根雨町大字板井原県有林看守池田克巳宅へ集合  
九月七日 同右
- 三 入札場所

鳥取市東町 鳥取県経済部林務課

四 入札日時

- 1 入札 第一号物件 九月九日 午前十時三十分  
第二号物件 〃 午前十一時  
第三号物件 〃 午後一時  
第四号物件 〃 午後一時三十分
- 2 開札 入札直後
- 3 入札執行上の細部、契約条件その他については入札前に説明する。
- 5 入札保証金 入札金額の百分の五以上
- 六 その他
- 1 代理人において入札する場合は委任状持参のこと。
- 2 印鑑、筆記具持参のこと。
- 3 入札執行について不明の点は林務課あて問い合わせられたい。

昭和三十年鳥取県吏員昇任試験公告(昭和三十年八月十九日県公報登載)の一部を次のように改正する。  
昭和三十年九月二日

鳥取県人事委員会

- 二 受験できる者のうちに次の一項を加える。
- 6 身体 昭和三十年九月一日現に鳥取県職員衛生管理規程(昭和二十八年鳥取県訓令第七号)別表第三に指定する要療養、要休養及び要注意A以外のもの。